

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 1 月 22 日

火 曜 日

号 外

目 次

公 告

○都市計画の変更案の縦覧

1

公 告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成25年 1 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類

次の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域 (都市計画区域の変更を予定する都市計画区域においては、変更後の都市計画区域)	都市計画区域の範囲 (都市計画区域の変更を予定する都市計画区域においては、変更後の範囲)
福岡	高岡市の行政区域の一部
魚津	魚津市の行政区域の一部
氷見	氷見市の行政区域の全域
滑川	滑川市の行政区域の一部

黒部	黒部市の行政区域の一部
砺波	砺波市の行政区域の全域
小矢部	小矢部市の行政区域の全域
南砺	南砺市の行政区域の一部
上市	上市町の行政区域の一部
立山舟橋	舟橋村の行政区域の全域及び立山町の行政区域の一部
入善	入善町の行政区域の一部
朝日	朝日町の行政区域の一部

2 都市計画を変更する土地の区域

各都市計画区域の全域（都市計画区域の変更を予定する都市計画区域においては、変更後の範囲）

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年 1 月 22 日から平成25年 2 月 5 日まで

(2) 場所

都市計画の変更案	場所
福岡都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課、高岡市都市整備部都市計画課及び高岡市福岡総合行政センター福岡まちづくり推進室
魚津都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び魚津市産業建設部都市計画課
氷見都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び氷見市建設農林部都市計画課
滑川都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び滑川市建設部まちづくり課
黒部都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課、黒部市都市建設部都市計画課及び黒部市総務企画部市民サービス課
砺波都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課、砺波市建設水道部都市整備課及び砺波市庄川支所地域振興課

小矢部都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び小矢部市産業建設部都市計画課
南砺都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課、南砺市建設部都市計画課、南砺市城端行政センター、南砺市井波行政センター、南砺市福野行政センター及び南砺市井口行政センター
上市都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び上市町建設課
立山舟橋都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課、舟橋村生活環境課及び立山町建設課
入善都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び入善町建設下水道課
朝日都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課及び朝日町建設課

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成25年 1 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

（種類）砺波都市計画道路

（名称） 3・3・3号 国道156号（庄川）線

3・4・2号 青島五ヶ線

3・4・9号 中央線

3・4・11号 1号環状線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

砺波市庄川町青島、庄川町青島字九右衛門島、庄川町青島字権左島、庄川町青島字散野、庄川町青島字下川原、庄川町青島字水門前、庄川町青島字久八島、庄川町青島字松川除後島、庄川町青島字丸島、庄川町青島字万右衛門島、庄川町青島字麦田、庄川町青島字麦田島、庄川町金屋、庄川町金屋字大反保、庄川町金屋字大宮野、庄川町金屋字清水、庄川町金屋字中屋敷、庄川町金屋字南部野、庄川町金屋字西野々、庄川町金屋字畑直、庄川町金屋字了安、庄川町五ヶ、庄川町示野、庄川町示野字上ノ島、庄川町示野字小太郎、庄川町示野字沢田、庄川町示野字長割、庄川町示野字松原、庄川町示野字ポンポン野及び南砺市井波字庚申塚の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年1月22日から平成25年2月5日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

砺波市建設水道部都市整備課

砺波市庄川支所地域振興課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成25年 1 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 南砺都市計画道路

- (名称) 3・4・2号 野口理休線
3・4・5号 城端中央線
3・4・6号 山見栄町線
3・4・8号 国道156号線
3・4・10号 谷学校線
3・4・11号 福野駅前線
3・4・13号 二日町苗島線
3・4・14号 松原柴田屋線
3・4・15号 砺波福光線
3・4・16号 柴田屋御蔵町線
3・4・17号 百町二日町線
3・4・20号 吉江鴻巣線
3・5・1号 金戸理休線
3・5・3号 城端福光線
3・5・6号 今町線
3・5・10号 福光停車場線
3・5・11号 福光本町線
3・5・13号 荒木下野線
3・6・2号 駅前八日町線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

南砺市泉沢、泉沢字荒田町、大宮野字経塚島、金戸、是安、是安字上島、是安字地子続島、是安字山田川西島、城端字荒田町、城端字荒田町島、城端字泉島、城端字大堤島、城端字折田林、城端字北東島、城端字吉兵衛島、城端字地子続島、城端字新町、城端字神明島、城端字神明島飛地、城端字大工町、城端字出

丸町、城端字南西島飛地、城端字南東島飛地、城端字西上町、城端字西下町、城端字西島、城端字東上町、城端字堀島、城端字向川原島、城端字有音塚島、野口、野田、野田字村中島、細木、細木字田島、理休、理休字折田林、理休字鐘野島、井波字犬藪、井波字今町、井波字庚申塚、井波字五領島、井波字堀之内、井波字矢間堂、岩屋、北川、北川字犬藪、清水明、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、本町 4 丁目、山見、山見字京願、山見字辻田、山見字前田、山斐、岩武新、岩武新字大島、院林、川除新字虎ノ助島、川除新字中川原島、寺家、寺家字八田島、寺家新屋敷字小田島、寺家新屋敷字南島、寺家新屋敷字森之越島、柴田屋、柴田屋字十二町島、高儀、田尻、苗島、苗島字三番島、苗島字四番島、苗島字五番島、苗島字猿ヶ辻島、苗島字式番島、苗島字原ノ島、野尻、野尻野新字苗代島、八塚、八塚字遠藤兼、百町、百町字松原、百町字村中島、福野字浦町、福野字大畑島、福野字貝川島、福野字上町、福野字新町、福野字猿ヶ辻島、福野字廻り土居島、福野字宮ノ島、福野字横町、二日町、二日町字寺腰島、二日町字中島、松原、松原字北ノ島、松原字道教島、松原字中島、松原新字上清蔵島、松原新字下清蔵島、松原新字道教島、松原新字中島、やかた、遊部、荒木、下吉江、高宮、田中、中ノ江、福光字川原、福光字黒石、福光字桑木、福光字鴻巣、福光字五瀬、福光字笹塚、福光字天神町、福光字殿館、福光字西町、福光字東町、福光字日焼、福光字細江、福光字本町、福光字若林、吉江中、吉江中字川原島、吉江野、砺波市苗加及び野村島字西島の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年1月22日から平成25年2月5日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

南砺市建設部都市計画課

南砺市城端行政センター

南砺市井波行政センター

南砺市福野行政センター

南砺市井口行政センター

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
